

事業者排出量削減報告書

（宛先） 京都府知事		平成28年 7月20日					
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）					
京都府宇治市宇治小桜4 5番地の2		ユニチカグラスファイバー株式会社 代表取締役社長 岡田 篤則 電話 0774-25-2361					
主たる業種	ガラス繊維・同製品製造業	細分類番号	2	1	1	7	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/>	第12条第1項第1号	<input type="checkbox"/>	第12条第1項第2号又は第3号	<input type="checkbox"/>	第12条第1項第4号
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	省電力・省エネルギー機器の導入、エネルギー消費効率の改善、廃棄物の抑制、リサイクルの推進、全部門で2001年取得の環境マネジメントシステムの活動項目の実施等で、CO2の削減を目指す。						
計画を推進するための体制	工場長を本部長とする地球温暖化対策本部の設置、省エネルギー推進委員会と連動して、実施計画の策定、月毎のエネルギー消費量等の進捗管理体制を構築する。工場の月報会議（係長以上参加）において、エネルギー使用状況の月毎の報告と確認の実施を行う。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	7,707.8 トン	8,071.7 トン	7,271.3 トン	トン	-0.5 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	8,014.8 トン	8,071.7 トン	7,271.3 トン	トン	-4.3 パーセント	
実績に対する自己評価		生産量の減少により排出量が減少した。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の川に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (延床面積 千m2)	962.87	1,008.33	908.41		-0.47 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価		生産量の減少により排出量が減少した。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 ()年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		91.0 パーセント	91.0 パーセント	100.0 パーセント	パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	照明器具の省エネタイプへの順次更新、ファンの風量調査の実施。					
	(27)年度	照明器具の省エネタイプへの順次更新、ファンの風量調査の実施。エコドライブに関するマニュアルを整備し、社員に教育を行った。					
	(28)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	毎月10日をノーマイカーデーとする ユニチカ(株)宇治事業所全体の方針として継続実施中					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	昼専勤者については、ほぼ全員が参加					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	地域の美化清掃活動 クリーン宇治運動（年3回）に参加						
特記事項	第一計画期間の超過削減量を、第二計画期間の温室効果ガス排出量から次のとおり差し引く。						
	超過削減量	第1年度	第2年度	第3年度			
	トン	トン	トン	トン	トン		
省エネルギー推進委員会を二月に一回第二木曜日に実施 毎月第二金曜日をノー残業デー（六時消灯）とする ISO14001(取得済)に基づく従業員への環境教育を実施							

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。